

巻末資料

■用語集

	用語 ※下に掲載頁を記載	解説
あ行	ICT (アイシーティ) P8, P45	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理のみならずインターネット等の通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。
	アドプト制度 P62	「アドプト」とは、「養子にする」という意味。住民・事業者が、公共施設(道路、公園、河川など)の美化活動を行うことを行政と契約を結ぶもの。美化活動の主体は、住民、ボランティアが担い、行政が活動を支援する。
	アンダーパス P44	道路や線路などが平面に交わらないように設置する地下道のこと。
	ウォークアブル P6	居心地の良い、人中心の空間をつくり、まちに出かけたい、歩きたい、歩きたくなるまちの様子のこと。
か行	近郊緑地保全区域 P55	近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的に法律により指定された区域。
	高度地区 P23	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内において市街地の環境を維持したり、土地利用の増進を図るために、建築物の高さ(最高限度又は最低限度)に制限が設けられている地区。
	コミュニティ P59, P62	地域性と共同性という二つの要件を中心に構成されている社会のこと。
さ行	最低居住水準 P16	世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準のこと。
	市街化区域 P23, P41	既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画で定めた区域。
	市街化調整区域 P50, P55, P67, P69 ほか	原則として市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。
	住宅ストック P39, P52	現在までに蓄積された住宅総数のこと。
	商業・業務機能 P34, P42	買い物等をするための機能(施設)、事業所や働くための機能(施設)のこと。

用語 ※下に掲載頁を記載		解説
	森林環境譲与税 P55	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき市町村による森林整備に必要な財源を確保するために創設されたもの。
	ストックマネジメント P44	機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系。
	生物多様性 P56	地球上の生物が、様々な環境の中で複雑に関わり合ってバランスを保って生息している状態のこと。
た行	地区計画 P3, P24, P28, P41 ほか	ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。
	テレワーク P6	ICT(情報通信技術)を活用し、場所・時間を制限せずに柔軟に働くことで、「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語。
	都市機能 P29, P32, P34, P41 ほか	都市の持つ様々な働きやサービスのことで、商業・業務、住宅、工業等の諸活動によって担われる。
	都市基盤 P2, P3, P42, P53 ほか	道路、鉄道、河川、公園、学校、その他の公共施設などの都市施設。
	都市計画道路 P3, P26, P44	都市計画法に基づき都市計画施設として定められた都市の基盤となる道路のこと。
	都市計画法 P1	都市計画に関する基本法で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。
	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) P20	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして指定される区域。
	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) P20	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
	土地区画整理事業 P3, P10, P39, P42 ほか	整備が必要とされる市街地において、その一定の区域内で、土地所有者から所有する土地の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供してもらい、これを道路、公園などの公共施設用地などに充てこれを整備することによって、土地の利用価値を高め、健全な市街地とする事業。
な行	二地域居住 P6	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルのひとつ。

用語 ※下に掲載頁を記載		解説
は行	バリアフリー P44, P45, P52	高齢者や障がい者等が社会生活を営む上での障壁（バリアー）をなくすことで、段差解消など物的なことから意識上のもの、また制度的なものの解消も含む。
	PDCA（ピーディーシーエー） P67	PDCA とは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の頭文字をとったもので、計画から改善までをひとつのサイクルとして業務の効率化を図る方法のひとつ。
	フィーダー交通 P28	幹線（鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担う路線バス・乗合タクシー等を指す。
ま行	モビリティマネジメント P45	日常生活における移動を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと自発的な転換を促し、「ひとり一人の行動や意識の問題をはっきりと考えながら、交通政策を展開していこう」とする一連の取組。
や行	ユニバーサルデザイン P39, P44	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
	用途地域 P23, P24	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。
ら行	リノベーション P32	既存の建物に大規模な工事を行うことで、住まいの性能を向上させたり、価値を高めたりすること。
	レクリエーション機能 P34	仕事や勉強などの疲れを、娯楽・休養などを通じて精神的・肉体的に癒すことに役立つ機能。
わ行	ワーケーション P6	「ワーク（Work）＝仕事」と「バケーション（Vacation）＝休暇」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地など、普段のオフィスとは離れた場所で休暇を楽しみながら働くスタイルのこと。

■策定経緯

【令和3（2021）年度】

日付	内容
令和3年7月8日（木）	策定調整会議（第1回）
令和3年7月21日（水）	検討部会（第1回）
令和3年9月28日（火）	策定調整会議（第2回）
令和3年10月11日（月）	検討部会（第2回）
令和3年11月22日（月）	検討部会（第3回）
令和4年2月3日（木）	策定調整会議（第3回）
令和4年2月21日（月）	検討部会（第4回）

【令和4（2022）年度】

日付	内容
令和4年5月17日（火）	策定調整会議（第1回）
令和4年5月30日（月）	検討部会（第1回）
令和4年7月7日（木）	検討部会（第2回）
令和4年12月9日（金）	策定調整会議（第2回 書面開催）

■策定体制

【都市計画審議会】

(敬称略・順不同)

	氏名		備考
学識経験のある者	榎 愛		大学准教授
	澤 木 昌 典		大学教授
	芝 内 秀 夫		行政経験者
	鈴 木 映 男		行政経験者
	谷 本 雅 洋		北大阪商工会議所専務理事
	友 田 正 直		農業委員会会長
市議会議員	~R4. 10. 4	R4. 10. 5~	
	片 岡 弘 子	三 浦 美代子	市議会議員
	藤 田 茉 里	松 村 紘 子	//
	松 本 直 高	松 本 直 高	//
	山本 景 (~R4. 8. 28)	北 尾 学	//
	中 谷 政 人	伊 崎 太 陽	//
住民	今 井 佳 子		女性代表
	大 矢 耕 平		青年代表
	尾 嶋 すみ子		消費者代表
	梶 健 治		民生代表

【都市計画マスタープラン検討部会】

(敬称略・順不同)

委員		備考
榎 愛	大学准教授	
澤 木 昌 典	大学教授	部会長
芝 内 秀 夫	行政経験者	
鈴 木 映 男	行政経験者	副部会長
谷 本 雅 洋	北大阪商工会議所専務理事	
友 田 正 直	農業委員会会長	
片 岡 弘 子	市議会議員	
大 矢 耕 平	住民(青年代表)	

【都市計画マスタープラン策定調整会議】

(敬称略・順不同)

	委員	備考
副市長	倉 澤 裕 基	座長
理事兼都市整備部長	有 岡 暢 晋	副座長
危機管理室長	山 添 学	
総務部長	畠 山 浩 二	
企画財政部長	近 田 邦 彦	
福祉部長	良 幸 浩	
都市計画部長	竹 内 一 生	
教育次長	大 湾 喜久男	

○交野市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 13 日
条 例 第 1 0 号

交野市都市計画審議会条例(昭和 44 年条例第 20 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、交野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 6 人以内
- (2) 市議会議員 5 人以内
- (3) 住民 4 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることをさまたげない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○交野市都市計画マスタープラン検討部会設置要綱

(設置)

第1条 交野市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定に関する事項を調査、検討するため、交野市都市計画審議会条例（平成12年条例第10号）第8条の規定に基づき、交野市都市計画審議会に部会として、交野市都市計画マスタープラン検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次の各号に掲げる事項を調査、検討し、結果を交野市都市計画審議会に報告する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく交野市の都市計画に関する基本的な方針として平成23年4月に定められたマスタープランの改定案
- (2) 前号のほかマスタープランの改定に関連する事項

(委員)

第3条 検討部会は、交野市都市計画審議会委員のうちから次のとおり選出し、交野市都市計画審議会会長が指名する。

- (1) 学識経験のある者 6名
- (2) 市議会議員のうちから1名
- (3) 住民のうちから1名

2 委員の任期は、委嘱の日から2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）とし、再任を妨げない。ただし、検討部会が交野市都市計画審議会に調査、検討の最終報告をしたときは、当該報告の日をもって任期満了とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

2 検討部会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開を適当でないとするときは、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第7条 委員には、交野市都市計画審議会委員の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、都市計画部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営について必要な事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

交野市都市計画マスタープラン策定調整会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、交野市都市計画マスタープラン策定調整会議（以下「調整会議」という。）の組織、任務及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に位置付けされている「交野市の都市計画に関する基本的な方針」を改定するため、関連する所管の連絡及び調整を図るものとする。

(会議)

第3条 調整会議は、別表の委員をもって構成する。

- 2 調整会議に座長及び副座長を置き、座長には副市長、副座長には理事兼都市整備部長をもって充てる。
- 3 座長は会務を総理し調整会議を代表する。
- 4 調整会議は、座長が招集し、議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 座長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 7 調整会議を運営する上で、座長が必要であると認めるときは、関連する室・課の担当で構成する作業部会（以下「作業部会」）を開催することができる。

(庶務)

第4条 調整会議の庶務は、都市計画課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるものの他、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

別表 検討会議委員

調整会議委員	備考
副市長	座長
理事兼都市整備部長	副座長
危機管理室長	
総務部長	
企画財政部長	
福祉部長	
都市計画部長	
教育次長	

■パブリックコメントの実施概要

- 期間 令和4（2022）年12月26日（月）～令和5（2023）年1月31日（火）
- 意見の提出 提出者4人、意見提出件数12件

意見の概要	件数	内訳
地区まちづくり及びコミュニティに係る考え方について	4件	コミュニティに関する質問3、意見1
良好な都市環境・住環境について	2件	環境に関する意見1、道路に関する意見1
個別取組に関連する事項について	2件	環境に関する質問1、施設に関する意見1
公共交通に係る都市づくりの視点について	1件	公共交通に関する意見1
用語の定義について	1件	用語の使い方に関する質問1
都市計画マスタープランの評価基準について	1件	評価基準に関する質問1
都市計画マスタープランに掲げる取り組みの進め方について	1件	環境に関する取り組みの質問1

交野市都市計画マスタープラン
—都市計画に関する基本的な方針—

発行年月日 令和5年4月
発行 大阪府交野市
編集 交野市都市計画部都市まちづくり課

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号
TEL 072-892-0121 (代表)
FAX 072-893-2636



交野市